

改正種苗法について

生産本部 種苗生産部 村山 廉生

2021年4月1日、改正種苗法が施行されました。今回の改正法は審議中にも国会内外での発言などから注目され、報道でも多く取り上げられておりました。

弊社で多く取り扱っております飼料作物分野でも関連のある改正内容となっております。今回紹介の機会をいただきましたので、飼料作物分野からの視点も交えて、改正種苗法の要点を振り返ってみたいと思います。

○種苗法改正の背景

「日本の品種が海外で栽培されていた」このようなニュースが幾度も報道されていたことは記憶に新しいことと思います。現在、国や自治体、民間企業や個人でも多くの植物品種が開発されています。長い年月をかけて生み出された特徴ある品種が、持ち出され、海外で利用されている、はたまた日本に逆輸入されてきかねないなどセンセーショナルな報道がありました。実際に、遺伝子情報の解析から、日本の品種であることが特定されたケースもあり、「日本の品種保護」の機運が高まったことが法改正の背景となっております。

「品種の権利」を保護し、よりよい品種開発につなげることで、日本の農業分野発展にもつなげたいとの意図もあります。

○品種保護の対象～品種登録制度～

農林水産省では新たな開発品種の権利保護を目的として、種苗法のもと、「品種登録制度」を運営しており、差別性などの審査を行い、認められたものは、「登録品種」となります。登録後は果樹などの木本類で30年、その他の水稻や大豆、チモシーやイタリアンライ

グラスなどの牧草類では25年が保護期間となり、品種の権利保護がなされます（2021年現在新規登録の場合）。

今回の改正種苗法で様々な保護や規制の対象となるのは、品種登録制度に登録された「登録品種」になります。

このため、保護期間を過ぎた品種や、地域で維持してきた在来種（登録されていないもの）などは規制や保護の対象とはなりません。



○登録品種の見分け方

改正法では、新たに登録品種であることの表示が義務化されました。包装容器(袋や箱、苗木の場合もテープなどで)には、

- ・「登録品種」
- ・「品種登録番号:第○○○○○○○」

またはこれら文字の代わりにPVPマークのいずれかにより、登録品種であることが表示されます。



「登録品種であることを示すPVPマーク」

お買い求めの種子にこれらの表示があるか、ないかにより、登録品種の見極めができます。

○改正種苗法での新たな取り決め

登録品種の保護を目的としている法改正では大まかには4点の規制や義務が盛り込まれています。

①輸出先国の指定（海外持ち出し制限）

登録品種は登録申請の際に、登録申請した人以外が種子を持ち出しできる国を設定することができるようになりました。申請しなければ第三者が種子を海外へ持ち出すことはできなくなります。

②国内の栽培地域指定（指定地域外の栽培の制限）

登録申請の際、日本国内で栽培できる地域を登録することができるようになりました。地域特産を狙うなどの目的がある場合、活用できます。

③登録品種増殖の許諾（2022年4月1日施行）

従来農業者による非営利目的の増殖と利用は認められていましたが、改正法では権利保有者からの許諾を受けることが前提となります。登録品種については気を付けるべき点となります。

④登録品種の表示の義務化

どの品種が登録品種なのかを購買者に分かるように表示することが義務化されております。



○酪農の場面での影響は

現在飼料作物として利用されているイネ科牧草では、国の機関や自治体、あるいは民間の企業・団体が開発した品種や海外の品種が多く利用されています。国内育成の品種の多くは品種登録されており、改正法の対象になります。しかし、現実的に日本国内で利用

しにくくなるなどのマイナス面はないだろうと考えられます。牧草類の種子生産国は海外が多く、品質面から日本での増殖はほぼないと考えられます。



○おわりに

種苗法改正に伴い、各種苗会社では登録品種の表示に向けて対応が進められております。弊社でも登録品種の万全な表示となるよう進めております。日本国内で育成された優良な品種も、世界で利用されている品種も良品種子の安定確保に向けてまいります。

登録品種の表示以外にも種子の包装には様々な情報がございます。生産国も表示されております。国内も海外も気軽に歩けない状況にありますが、たねが世界のどこかで生産されたのか、思いを馳せていただければ幸いです。

改正種苗法の情報は、農林水産省HPでも紹介されております。

あわせて参考としてください。

(<https://www.maff.go.jp/>)